

日医発第 1791 号(法安)

令和 6 年 1 月 12 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会 常任理事

細川 秀一

(公印省略)

令和 6 年能登半島地震における死体検案書の作成に関する留意事項について

令和 6 年能登半島地震に伴うご遺体の調査確認・検案等については、現時点では、警察庁の依頼にもとづき、日本法医学会を中心に対処し、本会もこれらの取り組みに緊密な連携をとっているところです。

今般、厚生労働省医政局医事課より、令和 6 年能登半島地震における死体検案書の作成に関する留意事項として、別添のとおり事務連絡が各都道府県衛生主管部(局)宛てに発出され、本会に対しても周知依頼がございました。

つきましては、貴会におかれましては、本件についてご了知のうえ、貴会「警察活動協力医会」会員および貴会管下関係機関等への周知につきまして、ご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

事務連絡  
令和6年1月11日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局医事課

令和6年能登半島地震における死体検案書の作成に関する留意事項について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）宛て通知しましたので、その趣旨を御了知いただくとともに、貴管下の関係団体及び関係者に対する周知、協力方よろしくお願いいたします。

別 添

事 務 連 絡  
令和 6 年 1 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医事課

令和 6 年能登半島地震における死体検案書の作成に関する留意事項について

今回の令和 6 年能登半島地震に係る死体検案に関し、死体検案書の作成に関する当課の考えは下記のとおりであるので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方お願いします。

#### 記

医師法上、死体検案書には、作成した医師の所属する病院等の名称及び所在地又は医師の住所等を所定の様式に記載すること（医師法施行規則第 20 条）とされているところであるが、今回の令和 6 年能登半島地震に係る死体検案書の作成に当たっては、遺体の検案の迅速化のため、医師が所属する病院等の所在地や医師の住所地の記載を省略するなど必要最小限の記載とすることは差し支えない。

ただし、医師が所属している病院や大学等の名称は記載するなど、自治体等が死体検案書に関して照会を行う際に、死体検案書を作成した医師の特定が可能な記載とするよう配慮すること。

なお、添付のとおり、本事務連絡の写しを別記関係団体宛て送付することを申し添える。

(別記団体)

公益社団法人日本医師会

公益社団法人日本歯科医師会

一般社団法人日本病院会

公益社団法人全日本病院協会

一般社団法人日本医療法人協会

公益社団法人日本精神科病院協会

公益社団法人全国自治体病院協議会

一般社団法人全国医学部長病院長会議

一般社団法人国立大学附属病院長会議

一般社団法人日本私立医科大学協会

独立行政法人国立病院機構

独立行政法人地域医療機能推進機構

公益社団法人全国老人保健施設協会

特定非営利活動法人日本法医学会